

広報

県遊協

山形県遊技業協会
TEL 023-615-6922
FAX 023-615-6923
Eメール yamagata@zennichiyure.n.or.jp

☆☆全日遊連の動きから☆☆

①ECOシステムについて

遊技システム特別委員会では、見出しについて「ECO遊技機そのものについては、将来のホール業界への好材料として期待する方々も多いと思われる。一方、全ての情報をユニット経由で送信することが前提となっており、既存のユニットは使えないという日工組の報告もあり、問題視する声も強い。当委員会の立場としては、ECOシステム及びECOユニットに関する検討課題について情報があれば執行部に報告し、今後の検討の参考にさせていただく予定である。」との見解を示しております。なお、ECOシステムの導入は一部から「早期に市場導入されるのではないか」との声も聞こえてきますが、ECO遊技機については、現在、法改正を前提とした議論をされており、導入されるのは早くとも「法改正後」となること。今のところ早くとも来年後半頃となると予想されております。業界にとっては、CR機の登場以来の大きな変わり目となるECO遊技機の登場だと思っておりますので関心を持って見守りたいと思っております。

②消費税対応について

ホール5団体の消費税対応ワーキング協議がこれまで2回開催されたが、「過去2回の会議では、各団体の意見が分かれ、意見集約にはある程度の時間がかかるだろう」との見通しであった。内税方式とか外税方式などが議論されており、したが、「今回の会議では、考え方がまとまり始めたので、将来的には具体的な意見集約をしていくことになる」との報告でありました。2014年には、消費税が8%に、2015年には10%になります。どの方式になるのかはまだ決定していませんが、関心の高いところでは、

③貯玉・再プレーシステム等について

全日遊連事務局から貯玉システムメーカー各社との協議の中で、「貯玉補償基金の加盟店舗数は、平成23年末で組合全体の62%」との報告があった。また、遊技ポイント停止のためのシステム変更については、未対応が多かったが、本年7月末には全店完了した。なお、貯玉再プレーシステムについては、コストや第三者管理のあり方、補償基金への未加盟店の問題など、課題の抽出・整理も進んできたが、システムのコストダウンや、運用のあり方についての協議は他団体との交渉ごとになるので今後の対応方針などを積極的に上申すること。なお、貯玉システムについては、「貯玉による手数料の徴収は違法」と判定されましたのでいかなる方法でも徴収することは出来ません。また、貯玉システムを利用した広告宣伝も出来なくなりましたので注意して下さい。

☆お客が良く行く店は何店舗ありますか？

Q 貴方が良く行く店は何店舗ありますか？
○男女全体で3店舗が約半数。女性は2店舗が半数。男性が浮気型、女性はこだわりの傾向。
Q 行きつけとなった理由は何かですか？
○家・仕事場近いが約35%、次が出玉感21%、帰宅途中で看板を見てふらりと立寄るといふ。
Q メインとなる店を変えることがありますか？
○変わらないが68%を超える。ここでも男性の変わる率が高く、女性は低いという結果。
Q 店を変えた理由は何かですか？
○「出玉への期待感が薄い」が過半数。44歳以下は70%を占める。若者は出玉、女性は高揚感。
Q どの点を改善すればまた通おうと思えますか？
○「出玉」が59%、「機種」「設備」と続く。意外にも「接客」は少なく客は戻らないという。

☆全国ファン感謝の開催日近づく

全国一斉に開催される「全国パチンコ・パチスロファン感謝デー」の開催日は、
11月16日(金)・17日(土)・18日(日)
の3日間行われます。各店ともに千客万来を願っています。お客様には日頃の感謝を存分に伝えてください。

☆10月に追加のガイドライン

次の4項目が追加されました。

①来店ポイントの付与を広告宣伝することは可能か

来店ポイント付与の事実を告知することは可能。但し、来店ポイントは景品提供の過激化により、著しく射幸心をそそる営業へと向かうおそれがあることから規制した背景があるため、殊更に来店ポイントの換価金額を強調して広告宣伝することは出来ない。また、特定の日、特定の機種、特定の遊技機に関連付けて換価金額に差異を設けることも同様に出来ない。なお、「総付景品等の提供に関するガイドライン」第10条により、総付景品等の提供については、射幸心をそそる広告宣伝を禁止している。

②開店日時のみならず何らかの規制はあるか

開店日時のみならず何らかの規制はあるか
開店日時のみならず何らかの規制はあるか
開店日時のみならず何らかの規制はあるか

③歌手を題材とした遊技機で、週により遊技機より流れる曲が変わる場合に、当該曲が変わる日又は週を広告宣伝することは可能か。

特定の遊技機を特定の日又は週と関連付けることとなり、「容易に多数の賞球が期待できる」ことを連想させることから不可とする。

④特定の遊技機を宣伝するのぼり旗、ポスターは規制されるか

次のいずれかに該当する場合は、当該遊技機が「容易に多数の賞球が期待できる」ことを連想させることから規制対象とする。
・「徹底強化」・「別格」等の殊更当該遊技機を推奨する表記があるもの
・機種の遊技機のものぼり旗又はポスターのみを設置すること
なお、上記に該当しない場合であっても、のぼり旗及びポスターのそれぞれの設置比率は一つの遊技機のみが誇張されないように留意すること(本年11月18日付通達で配布済みです)

◎年末に掛けての各種行事予定

- ① 県遊協事務局会議
平成24年11月20日午前11時 県遊協会会議室
② 県遊協理事会
平成24年11月27日午後1時 県遊協会会議室
③ 県遊協鶴岡支部年末防犯研修会等
平成24年11月29日午後5時 グランドエルサン
④ 県遊協最北支部年末防犯研修会等
平成24年12月5日午後5時 ののか本郷館
などとなっております。山形や酒田なども計画中心と伺っております。広告宣伝の相互監視制度が始まっている時節柄、組合員同士の交流も大切ではないかと思っております。活動費の範囲で懇親して下さい。

◎冬の省エネ県民運動へ参加しよう

山形県や県地球温暖化防止県民運動推進協議会では、「笑顔で省エネ県民運動・冬の省エネ節電県民運動」を推進しております。
①実施期間 H 24・11・22～25・3・31の間
②取組内容 電気使用量の節減 LED等節電機器の導入、会議室等暖房20度以下を主な取組内容としていきます。
全日遊連としても、数年に渡りエコ活動に取り組んでおりますが、その一環として受け止め、今冬の節電に取組んで頂きたいと思っております。
詳細は、各組合員に今後送信予定の事務連絡「山形県及び山形県地球温暖化防止県民運動推進協議会が主催する「省エネ及び冬の省エネ節電県民運動への参加について」に記載の通りです。
組合員多数の参加をお願いいたします。



やめて車内放置

もうすぐ冬、寒くなりますが、暖房をしたまま車に残されれば夏と同じです。一方、寒いのも困るんです。確実に巡回を！

編集後記

第三極の党を作るとして、都知事を辞任した石原さんとその周辺でなにやら怪しい雲行き。何も決められない総理と政府。内政も外交も全く前に進まない状況に国民は「一体この国はどうなっているのか」と叫びたくなる。我が業界にとっては「景気回復」が生命線なのだが……熊坂